特定事業所集中減算に係るＱ＆Ａ

（平成30年度後期分以降）

特定事業所集中減算について、平成29年度後期までに東京都へのお問合せの多かった質問を中心に、国分寺市の基準や届出に関するＱ＆Ａを作成しましたので、ご参照ください。

**◎　制度全般について**

Ｑ１　国分寺市の特定事業所集中減算について、知りたい場合や様式をダウンロードしたい場合は、どこを見ればわかりますか。

Ａ１　市ホームページの事業者向け情報「居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算」に掲載しておりますので、ご参照ください。

国分寺市役所トップページ　＞テーマから探す「高齢者支援」　＞事業所向け情報

<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011604/jigyousha/1018515.html>

Ｑ２　９月の紹介率最高法人の割合が80％を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。

Ａ２　80％を超えているかどうかは、９月だけで判断するのではなく、原則半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになります。

①　前期…判定期間　３月分から８月分→減算適用期間　10月分から３月分

②　後期…判定期間　９月分から２月分→減算適用期間　４月分から９月分

例えば、平成30年９月から２月までの合計で80％を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、平成31年４月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等を行うものではありません。

※　本来減算だったにも拘らず減算をせずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合、遡って返還する可能性があります。

Ｑ３　例えば、訪問介護の紹介率最高法人が80％を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは「訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費」だけでしょうか。

Ａ３　特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80％の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても減算することになります。

Ｑ４　平成30年度の制度改定により、判定の対象は４つのサービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護）になりますが、この判定方法の対象期間はいつからですか。

Ａ４　平成30年４月１日から適用されます。

Ｑ５　平成30年度の制度改定により、平成30年前期分の判定期間が短くなりますが、減算適用期間に変更はありますか。

Ａ５　減算適用期間の変更はありません。平成30年度前期分の減算適用期間は、平成30年10月１日から平成31年３月末日までです。

**◎　基本的な提出方法等について**

Ｑ６　提出先の郵便番号、住所、宛先はどこですか。

Ａ６　下記の宛先へ郵送または持参をお願いします。

　〒185-8501　東京都国分寺市泉町二丁目２番18号

　国分寺市役所　福祉部　高齢福祉課　介護保険係宛

　開庁日時　月曜日から金曜日（祝日を除く）　午前8時30分から午後５時まで

Ｑ７　紹介率最高法人の割合が80％を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当している（と思われます）。それでも「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。

Ａ７　80％を超えていれば、正当な理由に該当している場合でも、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合は、届出様式の所定の欄に、正当な理由の番号を記載してください（正当な理由に該当するか否かの判断は、国分寺市が行います）。

Ｑ８　紹介率最高法人の割合が80％を超えていなくても、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければなりませんか。

Ａ８　「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は、全ての居宅介護支援事業所が作成し、２年間保存しなくてはなりません。算定の結果、紹介率最高法人の割合が80％を超えていない場合は、市への提出は不要となります。

Ｑ９　「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は、80％を超えた場合、法人の代表者印を押して提出し、保存しますが、80％を超えない場合でも代表者印を押さなければいけませんか。

Ａ９　令和３年４月１日より押印は不要になりました

Ｑ10　「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出方法が、郵送または持参となっていますが、郵送方法は何を選べばいいですか。

Ａ10　普通郵便でかまいません。届いたかどうか追跡する必要がある場合は、配達記録や書留などの郵送方法にしていただいても結構です。

　　　なお、届出書様式のコピーと返信用封筒（要切手）を同封していただければ、コピーに収受印を押して返送いたします。ただし、あくまで届出書を収受したことを確認するための対応となりますので、届出書の結果通知ではないことをご了承ください。

Ｑ11　３月（９月）15日までに提出が間に合わない場合は、どうしたら良いでしょうか。

Ａ11　必ず間に合うように提出してください。万が一遅れた場合は速やかに提出してください。

Ｑ12　３月（９月）末で廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出義務はありますか。

Ａ12　作成し保存することは必要です。80％を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「３月（９月）末廃止」と記載してください。

Ｑ13　特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、届出を行う必要がありますか。

Ａ13　減算の適用の有無が変わる場合は、届出が必要となります。具体的には、減算の適用が①「なし」から「あり」になる場合、②「あり」から「なし」になる場合の２通りです。「国分寺市指定居宅介護支援事業所変更届（様式第５条（第４条関係））」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙）」をご提出ください。

特に、減算が「あり」から「なし」になっても、届出がない限り、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、ご注意ください。

また、「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、届出が必要になります。

Ｑ14　Ｑ13の届出はいつまでに行えば良いですか。

Ａ14　届出書類は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に提出してください。提出期限は、判定期間が前期であれば９月15日まで、後期であれば３月15日までです。

**◎　計算方法等について**

Ｑ15　「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。

Ａ15　その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントします。新規作成だけではなく、その月に利用している方全てを数え上げてください。

Ｑ16　区分変更を申請中の場合など、要介護認定の下りていない利用者の報酬請求は月遅れで行われますが、この場合は、いつの月の件数としてカウントすれば良いですか。

Ａ16　サービスを提供した月の件数としてカウントします。例えば、４月サービス分を月遅れで６月に５月サービス分と一緒に請求したケースは、５月ではなく、４月の件数にカウントします。

Ｑ17　介護予防は件数に含まれますか。

Ａ17　含まれません。

Ｑ18　基準該当の事業所分は件数に含まれますか。

Ａ18　含まれません。

Ｑ19　例えば、Ａ法人のＢ事業所とＣ事業所の訪問介護を利用している場合、ＢとＣそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

Ａ19　紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、Ｂ事業所とＣ事業所の利用者の数を合わせた、Ａ法人の利用者の割合で計算します。

Ｑ20　例えば、同一の利用者がＡ法人とＢ法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

Ａ20　「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」（＝分母）は１件とカウントします。Ａ法人とＢ法人に位置付けた居宅サービス計画数（＝分子）には、それぞれ１件ずつカウントします。

（具体例）

訪問介護の利用者100人のうち、Ａ法人のみ利用が80人、Ｂ法人のみ利用が15人、Ａ、Ｂ両方利用しているのが５人の場合、

Ａ法人は　（80+５）÷100＝0.85＝85％

Ｂ法人は　（15+５）÷100＝0.20＝20％　　になります。

**◎　居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書の記入方法について**

Ｑ21　事業所１、事業所２とありますが、上位２つの事業所を計算するということでしょうか。

Ａ21　計算は上位２つだけでなく、全てカウントします。同一法人で、３つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位２つまで記入し、３つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書　別紙」を使用してください。

Ｑ22　同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。

Ａ22　居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか１法人を記載し、別紙（任意様式）に他の法人を記載してください。

Ｑ23　紹介率が80％以下のサービスは記入しなくても良いでしょうか。

Ａ23　紹介率が80％以下の場合でも、全てのサービスの紹介率最高法人を記入する必要があります。

Ｑ24　正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したら良いでしょうか。

Ａ24　いずれか１つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありえますので、該当する番号は全て記入することを推奨しています。

**◎　正当な理由について**

Ｑ25　「日常生活圏域」とは何ですか。

Ａ25　「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、区市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。当市の日常生活圏域は「２」です。日常生活圏域については，市ホームページの事業者向け情報「居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算」に掲載しておりますので、ご参照ください。

国分寺市役所トップページ　＞テーマから探す「高齢者支援」　＞事業所向け情報

Ｑ26　「サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で５事業所未満」とありますが、実際に何か所あるのかわかりません。どこから情報を入手すればよいでしょうか。

Ａ26　事業所の情報については、市ホームページの事業者向け情報「居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算」に掲載しておりますので、ご参照ください。

国分寺市役所トップページ　＞テーマから探す「高齢者支援」　＞事業所向け情報

Ｑ27　利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。

Ａ27　国分寺市では、地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。

Ｑ28　第三者評価については、どこに問い合わせをすればいいでしょうか。

Ａ28　第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

東京都福祉保健局　指導監査部指導調整課　評価推進担当

　　　電　話：03-5320-4035

ＦＡＸ：03-5388-1415

|  |
| --- |
| * **地域密着型通所介護の取扱いについて**
 |

Ｑ29　平成28年5月30日付の厚生労働省事務連絡によると、「平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。」とされている。国分寺市ではどのように計算すればよいでしょうか。

Ａ29　上記の事務連絡は、通所介護事業所と地域密着型通所介護事業所の両方を利用している利用者がいる場合について述べています。

　国分寺市では、「①通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法」と「②地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法」のどちらかを選択していただきます。所定の期間内に作成した居宅サービス計画であれば、どちらを選択していただいても構いません。

　　　なお、平成30年４月１日以降も同様の取扱いとなります。（平成30年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（VOL1.1））

（具体例）

　利用者Ａ：通所介護事業所（ａ法人）

　利用者Ｂ：地域密着型通所介護事業所（ａ法人）

利用者Ｃ：通所介護事業所（ｂ法人）

利用者Ｄ：地域密着型通所介護事業所（ｃ法人）

利用者Ｅ：通所介護事業所（ｂ法人）、地域密着型通所介護事業所（ｄ法人）

1. 通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法

通所介護（ａ法人）の紹介率：1（ａ法人の合計）÷3（通所介護の件数）＝33.4％

通所介護（ｂ法人）の紹介率：2（ｂ法人の合計）÷3（通所介護の件数）＝66.7％

地域密着型通所介護（ａ法人）の紹介率：

1（ａ法人の合計）÷3（地域密着型通所介護の件数）＝33.4％

地域密着型通所介護（ｃ法人）の紹介率：

1（ｃ法人の合計）÷3（地域密着型通所介護の件数）＝33.4％

地域密着型通所介護（ｄ法人）の紹介率：

1（ｄ法人の合計）÷3（地域密着型通所介護の件数）＝33.4％

1. 地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法

ａ法人の紹介率：2（ａ法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝40％

ｂ法人の紹介率：2（ｂ法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝40％

ｃ法人の紹介率：1（ｃ法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝20％

ｄ法人の紹介率：1（ｄ法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝20％

　上記の具体例の他に、市ホームページの事業者向け情報「居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算」に計算例を掲載しています。

「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」エクセルファイルの別シートの計算例をご覧ください。